



◆企業等立地促進条例の一部を改正する条例

北海道産業振興条例（通称）による助成措置との整合性を図るとともに、本町の企業誘致を推進するため、支援措置の対象となる法人が設置する工場で、その設置のための投資額の下限設定額および支援措置の率を北海道条例と同様に改めるため、町企業等立地促進条例の一部が改正されました。

2013・8・9 開会

第5回 町議会臨時会

平成25年第5回町議会臨時会が、8月9日に開かれ、議案1件について審議しました。

●忘れていませんか？

平成25年度介護保険料（普通徴収／第2期分）

■普通徴収第2期分の納期限は9月2日

初秋の風がさわやかな9月に入りましたが、平成25年度介護保険料の納付を忘れていらっしゃる方はいませんか？

普通徴収（個別納付）の方は、すでに介護保険料第1期・第2期分の納期限が過ぎていきますので、もう一度納付書をご確認願います。

ぜひ、みんなの老後をみんなで支え合うため、介護保険料の納付にご協力ください。

■滞納者には督促状を発布

納期限が過ぎても保険料を納付されていない方には、督促状を発布いたします。

督促状が発布されると督促料（100円）がかかりますので、お心当たりの方はご注意願います。

■特別徴収は年金から

保険料の徴収方法が特別徴収（年金から天引き）の方は、通知された金額を年金支給時に差し引かれることになっており、個別納付や個人的な手続き等は必要ありません。

■便利な口座振替を

各郵便局、銀行、農協、漁協等の金融機関で、介護保険料の口座振替ができます。手続きは簡単に行えますので、ぜひご利用してください。

《必要なもの》

①介護保険料納入通知書 ②通帳 ③通帳使用印

【お問い合わせ先】

町民健康課健康福祉グループ（☎2-2453）

◆◆◆ 水道ガス課からのお知らせ ◆◆◆

『ガスと暮らしの安心運動』期間です

= 9月1日～11月30日 =

日頃より、町営ガスをご利用いただき、ありがとうございます。

町営ガスが現在お届けしているガスは **13A** という種類のガスです。

有害な物質である“一酸化炭素”が含まれておりませんが、取り扱いを誤ると爆発等の危険性がありますのでご注意ください。

また、お届けしているガスは空気より重いので、万が一漏洩した場合は床面付近に滞留するおそれがありますので、ご注意ください。

「ガス機器を使用するときは」

*ガス機器（家庭用・業務用厨房）を使用するときは必ず換気に十分注意してください。

*ガス小型湯沸器は、風呂・洗濯機・シャワーに使わないでください。

*ガスを安心してご使用していただくために、安全装置付ガス機器へのお取り替えをお勧めします。

*料理中はガステーブルから離れないようにしましょう。

*地震が発生したときは、落ち着いて揺れがおさまってから使用中のガス機器を止め、ガスの元栓を全て閉めましょう。

「ガス漏れに気付いたら」

「ガス臭い」と感じたときや、「ガス漏れ警報器が鳴っている」ときは、窓や戸を大きく開け換気しましょう。換気扇や電気のスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対に触れないでください。すぐに水道ガス課へ連絡してください。

【ご連絡・お問い合わせ先】

水道ガス課（☎2-2862）